

三重県観光振興条例（仮称）の考え方（素案）について

平成22年11月12日

私たちのふるさと三重県は、海や山の豊かな自然に恵まれ、人が暮らすのに理想的な地域として、古くから「^{うま}美し国」と呼ばれてきました。また、「日本人の旅の原点」といわれるお伊勢参りの目的地として、全国の人々が行き交い交流を重ね発展してきました。

人の往来により縦横に発達した街道、歴史の中で形成されたまち並み、日本でも有数の変化に富んだ海岸線、自然美の宝庫たる山河が織りなす景観など、郷土三重には、多くの人々を魅了し惹きつける資源が満ちあふれています。

観光は、先人から受け継がれてきた豊かな自然や歴史、伝統、文化などを大切に守りながら、地域の持ち味や個性を磨き上げていくことによって、県民一人ひとりの郷土への愛着をはぐくむとともに、訪れた人々との交流を通じて、自信と誇りを感じ、心の豊かさの向上につながるものです。

また、観光は、多様な産業と関連する裾野の広い産業であることから、その波及効果は広範囲にわたるとともに、地域における雇用を創出し、地域経済をより力強いものとします。

三重県観光は、これまで、二十年に一度、執り行われる神宮式年遷宮が全国的にも注目を集め、多くの人々が三重県を訪れる好機を生かして、大きな発展を遂げてきました。しかしながら、近年、観光を取り巻く環境は、全国各地の観光地間競争が激しくなるなど、一段と厳しさを増しています。

郷土三重が魅力ある観光地としてこれからも選ばれ続けるためには、観光が生活の大切な一部となり、観光振興が県民生活の向上と一体的に展開されるとともに、三重県経済を牽引する産業として観光産業を大きく育て、確立させていくことが重要です。

ここに、県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が総力を結集して、三重県観光の持続的な発展とさらなる飛躍に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定します。

総則

1 目的

この条例は、三重県観光の持続的な発展を図るための基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的か

つ計画的に推進し、もって県民が郷土への誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現及び本県経済の発展に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

観光資源 人の往来により縦横に発達した街道、歴史の中で形成されたまち並み、日本でも有数の変化に富んだ海岸線、自然美の宝庫たる山河が織りなす景観のほか、地域に根づいた豊かな食文化、郷土愛にあふれ観光旅行者を温かく迎えることのできる人材その他観光の対象となる資源又は資産をいう。

観光事業者 主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関する事業を行う事業者をいう。

観光関係団体 観光事業者で組織される団体その他観光に関する事業を行う団体をいう。

県民等 県民、観光事業者及び観光関係団体をいう。

3 基本理念

三重県観光の持続的な発展は、県、市町及び県民等がそれぞれの立場において協働し一体となって、次に掲げる事項の実現をめざすことを基本理念として取り組むものとする。

地域の観光資源の活用及びその魅力の再発見を通じて、県民一人ひとりの郷土愛をはぐくむとともに観光行動を促進し、豊かな県民生活の向上に観光が活用されること。

観光が、多様な産業と関連する二十一世紀の成長産業として、地域経済の活性化及び雇用の増大に寄与し、本県経済を牽引する産業となること。

観光の振興に関する役割等

4 県の責務

(1) 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するもの

とする。

- (2) 県は、市町又は県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進めることができるよう総合調整及び必要な支援を行うものとする。

5 市町との協働

- (1) 県は、市町に対し、県と協働して地域特性に応じた観光の振興に関する施策を策定し、実施すること及び県の施策に協力することを求めることができる。
- (2) 県は、市町が、地域において観光の振興に関する活動を行う県民等の取組を支援する主体的な役割を担っていることにかんがみ、情報の提供、技術的な助言その他必要な協力を行うものとする。

6 県民の役割

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、観光旅行者に対する配慮並びに観光資源の維持及び保全に努めるものとする。
- (2) 県民は、観光への関心及び理解を深めるとともに、自らの観光行動を通じて、豊かな県民生活の向上に観光を活用するよう努めるものとする。

7 観光事業者の役割

- (1) 観光事業者は、基本理念にのっとり、自らが観光の振興における中心的な立場にあることにかんがみ、観光旅行者に提供する製品又はサービスの質の向上に努めるものとする。
- (2) 観光事業者は、地域と関わりを持つことの意義への認識を深め、地域内の他の事業者又は団体との連携により地域社会への貢献及び地域経済の活性化に努めるものとする。

8 観光関係団体の役割

- (1) 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、受入体制の整備その他観光の振興に関する事業に取り組むよう努めるものとする。

- (2) 観光関係団体は、観光事業者間又は他の産業の事業者若しくは団体との連携の促進を図りながら、事業活動を行うよう努めるものとする。

観光の振興に関する施策の基本方針

9 情報発信及び誘客のしくみづくり

県は、次に掲げる基本方針に基づき、国内外からの誘客に向けた情報発信及び誘客のしくみづくりに関する施策を推進するものとする。

三重県の本物及び旬の魅力を活用した観光情報の発信と誘客
周遊性及び滞在性の向上による県内での宿泊観光の促進
体験学習を中心とした教育旅行の誘致
三重県固有の観光資源を活用した海外からの誘客
県内の各地域間及び県境をまたいだ広域的な連携の推進

10 観光の魅力づくり及び人づくり

県は、次に掲げる基本方針に基づき、地域の観光資源を活用した観光の魅力づくり及び人づくりに関する施策を推進するものとする。

地域が主体的に行う魅力ある観光地づくりへの支援
観光地づくりを担う人材の育成支援
観光旅行者のニーズの多様化を踏まえた新たなツーリズムへの対応
県民の郷土への誇りと愛着の醸成及び観光行動の促進
観光産業の高度化及び複合化の促進

11 社会基盤整備

県は、次に掲げる基本方針に基づき、快適性及び利便性の高い観光地の形成に向けた社会基盤整備に関する施策を推進するものとする。

まち並みの整備と一体となった観光地の景観整備
観光旅行の安全及び安心の確保
観光旅行者の受入体制の充実
観光の振興に資する交通基盤の整備促進

観光の振興に関する施策の推進方策

1 2 基本計画

- (1) 県は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 観光の振興に関する目標
 - 観光の振興に関し、県が総合的かつ計画的に推進する施策
 - 前2号に掲げるもののほか、観光の振興に関する必要な事項
- (3) 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めるものとする。
- (4) 知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。
- (5) 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

1 3 調査分析

県は、観光の振興に関する施策を効果的に推進するため、観光に関する情報の収集、動向の調査及び分析等を行い、観光に関する統計の整備を図るものとする。

1 4 体制整備

県は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

1 5 財政上の措置

県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。